

第3章 健康づくり・疾病予防の推進

第1節 健康の増進

健康かごしま21（令和6年度～令和17年度）に基づき、地域・職域・学域が連携して、「心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造」を目指し、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活の質の向上」を目標とします。


1 健康づくりの推進(健康かごしま21(令和6年度～令和17年度)の推進)

健康かごしま21（令和6年度～令和17年度）に基づき、地域・職域・学域が連携して、「心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造」を目指し、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活の質の向上」を目標とします。

(詳細は、県健康増進計画「健康かごしま21（令和6年度～令和17年度）」を参照)

【計画概要】

【健康かごしま21（令和6年度～令和17年度）の概要】

1 根拠法	健康増進法
2 計画策定年度	令和5年度（令和6年3月）
3 計画期間	令和6年度～令和17年度 (中間評価 令和11年度)
4 目標	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造 ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小 ・生活の質（QOL）の向上 </div>
	
5 基本的な方向	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ① 個人の行動と健康状態の改善 ② 社会環境の質の向上 ③ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり </div>
6 計画策定の新たな視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康に関心の薄い者など幅広い世代に対して、生活習慣を改めることができるようアプローチ ○ 行政だけでなく、多様な主体を巻き込んだ健康づくりの取組の推進
7 施策及び目標の設定	国の基本方針等を踏まえ、施策及び目標を設定する。
8 目標項目・目標値の設定	59の目標項目について、101の目標値を設定する（再掲を除く）。

2 健康づくり推進体制の充実

【現状と課題】

ア 健康づくりの推進体制

- 市町村は、住民生活に最も身近な行政機関として、健康づくり施策を推進しており、地域の実情に応じた具体的な行動計画を策定し、それを実践していくことが重要です。
- 保健所は、市町村との連携のもと、住民の健康づくりの支援をはじめ保健事業の総合的な推進を図っており、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として、市町村を支援するとともに、地域の特性に応じた効果的な健康づくり施策を実施しています。

イ 健康づくりを支援する人材・団体

- 食生活改善推進員連絡協議会^{*1}において、健康かごしま21（令和6年度～令和17年度）の普及のための訪問活動や講習会を実施しています。
- 健康づくりの推進にあたって健康運動指導士やボランティア等地域のソーシャル・キャピタルを活用するため、その核となる人材の育成等に努める必要があります。

【施策の方向性】

ア 推進体制の充実

- 市町村健康増進計画の見直しに対する技術的支援を行うなど、市町村と連携を図り、地域の健康づくり・疾病予防を推進します。
- 保健所の医師、保健師、管理栄養士等の専門職種のスキルアップを図り、県民の健康づくり・疾病予防を支援する体制を充実します。

イ 健康づくりを支援する人材・団体の育成・支援

- 食生活改善推進員連絡協議会、栄養士会等の健康関連団体の活動を支援し、その担い手となる人材育成を図ります。
- 市町村におけるボランティア等、ソーシャル・キャピタルの核となる人材・団体の育成や活動の支援を行うことにより、活用の促進、醸成を図ります。
- 県民の健康づくりに関わる専門職である保健師や栄養士の育成を図るとともに、市町村に対し、これらの職種の配置を促進します（第5章第1節「医療従事者の確保及び資質の向上」参照）。

*1 食生活改善推進員連絡協議会：県民の食生活改善に対する正しい考え方と知識を普及し、組織的な実践への気運を高めることによって、県民の健康づくりに寄与することを目的とした団体（令和5年5月1日現在、13支部42市町村1,683名の推進員が活動している）。